

企業局水道料金改定（案）について

企業局の経営環境は、近年の物価高騰などにより急速に悪化し、安定的な水道用水供給に影響を及ぼす状況に陥っており、平成5年度から30年間据え置いてきました水道料金の改定が必要となっています。

これまで、令和6年度から9年度の4年間の経営に必要な総費用を基に令和6年4月1日に3割程度の料金改定を行う旨の説明を行ってまいりましたが、受水事業体等関係者から時期の延期、改定幅の圧縮及び段階的改定等のご要望があることから、以下のとおり改定案を修正しました。

改定時期	改定額(案)	収入不足額	企業債追加充当額	給水量	R9期末内部留保資金
	(A) [円/m ³]	(B) [億円]	(C) [億円]	(D) [億m ³]	(E) [億円]
R6.4 (当初改定額案)	+29.00	179.2	0	6.178	32.9
R6.10	+33.15			5.406	
【1回目】R6.10 (今回改定額案)	+23.00	146.8	+22.5	5.406	32.9
【2回目】R8.4	+10.46	32.4	0	3.101	

<概要>

①実施時期の延期

○料金改定の実施時期を令和6年4月から令和6年10月に延期。

②改定額の圧縮と2段階改定

○激変緩和のため段階的に改定を行うこととし、1回目を23.00円/m³（2割程度）、2回目は令和8年4月に10.46円/m³（1割程度）の改定。

水道用水の安定供給を継続していくため、受水事業体、県民の皆様及び県経済等にご負担をおかけすることになりますが、ご理解、ご協力をお願い致します。